

令和7年7月16日

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公印省略)

## 公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

## 記

## 1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
情-I-043	ICカード身分証管理システムデータ抽出及び加工支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年1月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年8月28日（木）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

## 11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。  
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。  
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。  
(4) 入札に関する条件 仕様書6.4に定める本業務の実施体制並びに仕様書7.2 f)～j)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年8月1日（金）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）  
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年8月26日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。  
(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス : naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 松井 電話 03-3268-3111 内線20814

調達要求番号：

調 達 仕 様 書			
件 名	I Cカード身分証管理システムデータ抽出及び加工支援役務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和7年6月20日
		作成部署	整備計画局サイバー整備課

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、整備計画局サイバー整備課が運用する I Cカード身分証管理システム（以下、「本システム」という。）におけるデータ抽出及び加工支援役務（以下、「本役務」という。）について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、**J I S X 0 0 0 1**によるほか、表 1 による。

表 1 用語の定義

用語	定義
D I I	D I I は、Defence Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略称で、防衛省・自衛隊のコンピュータ・システムなどが加入し、体系的に構築される超高速・大容量のネットワークをいい、オープン系とクローズ系に区分される。 オープン系は防衛省外と接続するネットワークであり、クローズ系は防衛省外と接続しないネットワークである。
C O T S	Commercial off-The-Shelf の略語で、民生品（商用製品・市販品）のこと。
G O T S	Government off-The-Shelf C O T S ではなく、防衛省独自の利用を目的として開発されたアプリケーションプログラムのこと。
各幕機関等	防衛省本省の内部部局（サイバー整備課及び会計課）、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部をいう。 ただし、組織名称に変更があった場合は、最新のものを適用するものとする。
失効情報	国家公務員 I Cカード身分証を紛失した際に身分証管理サーバへ送信される情報をいう。

用語	定義
統合失効リスト	共通発行管理システムにおいて作成される，各府省の失効情報を統合したリストをいう。
身分証発行端末	I Cカード身分証を発行するとともに，身分証管理サーバに送る失効情報を作成するための装置をいう。
共通発行管理システム	各府省の失効情報を管理するとともに，統合失効リストを各府省の失効情報管理サーバ等へ配布するためのシステム。デジタル庁が運用・管理を実施している。
入退庁ゲート管理システム	防衛省市ヶ谷地区の各通用門における職員等の通行を管理するためのシステム。入退庁管理サーバ並びに各通用門に設置されているゲート及びゲートコントローラ等によって構成されている。
入退館管理システム	沖縄防衛局の1階正面ゲートにおける職員等の通行を管理するためのシステム。入退館管理サーバ，カードリーダ装置及びセキュリティゲート等によって構成されている。
立入証	防衛省市ヶ谷庁舎へ立入するために使用する，入門証，立入証，部外者立入証，記者立入証，業務用立入証等を指し，写真付で個人を特定して貸出・管理するものをいう。
臨時立入証	防衛省市ヶ谷庁舎へ立入するために使用する，部外者臨時入門証，記者臨時立入証，見学者用立入証，閲覧者用立入証等を指し，写真がなく一般来訪者等に一時的に貸出するものをいう。
市ヶ谷LAN	防衛省市ヶ谷駐屯地・基地内の収容システムに対する共通の構内伝送路を目的として，オープン系とクローズ系に区分されるネットワークをいう。
駐屯地等情報基盤	D I I，自即網とシステム端末等つなぐ駐屯地内の通信ネットワークをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書における引用文書等（引用文書及び関連文書をいう。）は次のとおりとする。

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書を規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

##### 1) 法令等

**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律**（平成12年法律第100号）

**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**（2025年（令和7年）1月28日変更閣議決定）

**個人情報の保護に関する法律**（2003年（平成15年）法律第57号）

**著作権法**（昭和45年法律第48号）

**公用文作成の要領**（昭和27年4月4日内閣閣令第16号内閣官房長官依命通知）

**財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則**（昭和38年大蔵省令第59号）

**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン**（2024年（令和6年）5月31日最終改定 デジタル社会推進会議幹事会決定）（以下「標準ガイドライン」という。）

**政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン実務手引書**（2017年（平成29年）4月11日付）（以下「標準ガイドライン実務手引書」という。）

**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**（防装庁（事）第137号（4.3.31））

**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**（防装庁（事）第3号。31.1.9）

**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**（装プ武第188号。31.1.9）

**リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）**（防整サ第14550号。2023年（令和5年）7月3日）（以下「RMFセキュリティ管理策」という。）

**情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について**（防整サ第14551号。2023年（令和5年）7月3日）

**情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式（通知）**別冊（注意）（運情第9249号。19.9.20）

**電子計算機の賃貸借契約（リース）に係る借上機器の確認実施要領**（電

(電) - C - 00025)

**防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について  
(通達)** (防官文第18138号(26.12.10))

2) **設計書等**

**国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様** 第2.10版(2012年2月3日作成 国家公務員のICカード身分証に関する府省連絡会議)  
(以下「基本仕様」という。)

**国家公務員のICカード身分証に関する共通仕様** 第2.10版(2012年2月3日作成 国家公務員のICカード身分証に関する府省連絡会議)  
(以下「共通仕様」という。)

**国家公務員のICカード身分証に関する運用ガイドライン** 第2.10版  
(2012年2月3日作成 国家公務員のICカード身分証に関する府省連絡会議)

5-01-2001-009A-A-0007 ICカード身分証管理システム借上(01新規)

ICカード身分証管理システム用システム構成書

ICカード身分証管理システム用操作マニュアル

ICカード身分証管理システム用運用マニュアル

1.3.2 **関連文書**

**防衛省の情報保証に関する訓令** (平成19年防衛省訓令第160号)

**防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)** (防運情第9248号。19.9.20)

## 2 調達案件の概要

### 2.1 調達の背景

整備計画局サイバー整備課にて構築、運用・保守を行っている本システムは、令和 8 年 1 月より次期 ICカード身分証管理システム（以下、「次期システム」という。）への移行を予定している。

次期システムへの移行に伴い、表 2 に示す防衛省の各幕僚機関等が個別に管理する各 ICカード身分証管理システムを統合する予定である。そのため、現行システムで保有するデータを加工し次期システムへ移行させる必要がある。

表 2 ICカード身分証管理システムの所管機関と情報システム名

No.	所管機関名	情報システム名等
1	整備計画局サイバー整備課	ICカード身分証管理システム
2	大臣官房会計課庁舎管理室	ICカード立入証等発行管理システム
3	陸上幕僚監部	身分証発行装置
4	海上幕僚監部	充足管理業務支援システム
5	航空幕僚監部	身分証明書発行装置

本役務は、本システムからデータを抽出し、次期システムへ移行させるためのデータ加工を行うものである。

### 2.2 システムの概要

本システム及び次期システムの概要は次の図 1 及び図 2 とおりである。

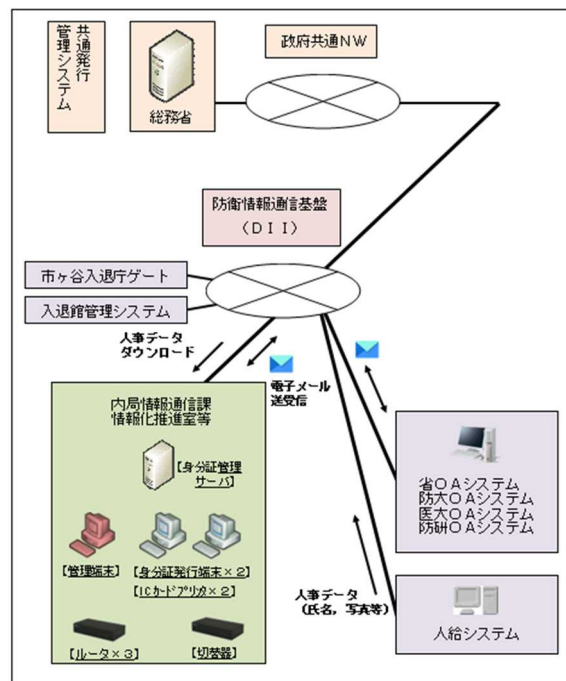


図 1 ICカード身分証管理システムの概要

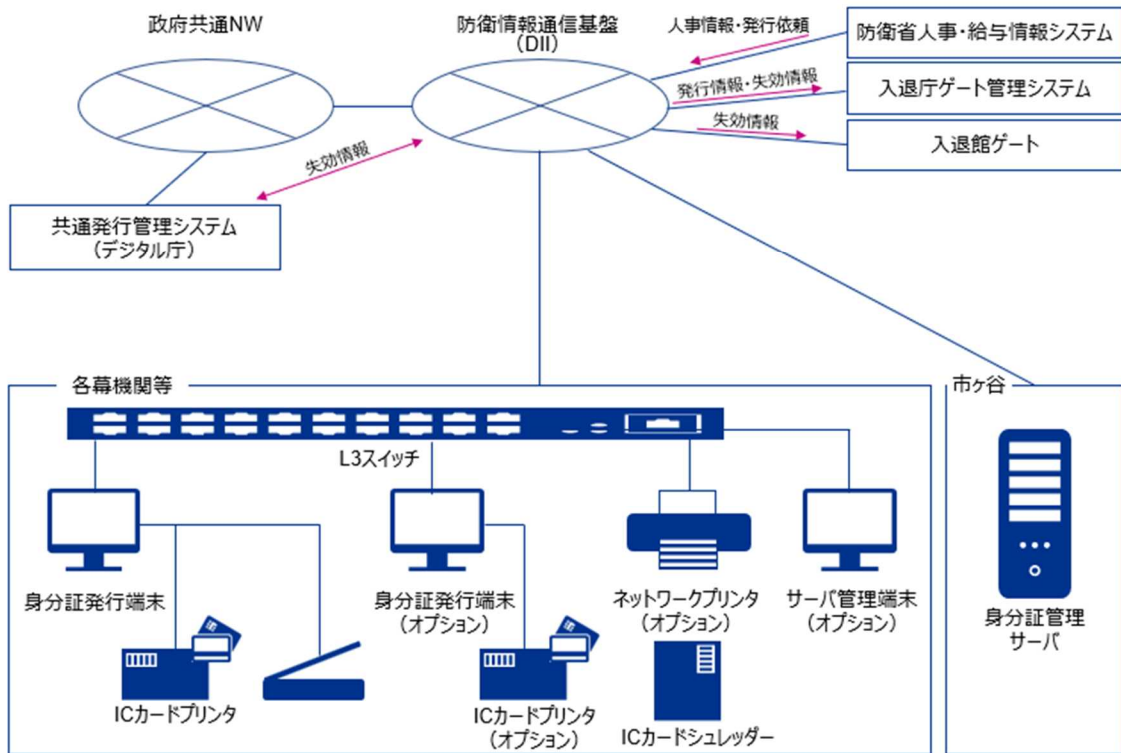


図2 次期ICカード身分証管理システムの概要

### 2.3 プロジェクト体制

本役務に関するプロジェクト体制を次の図3及び表3に示す。

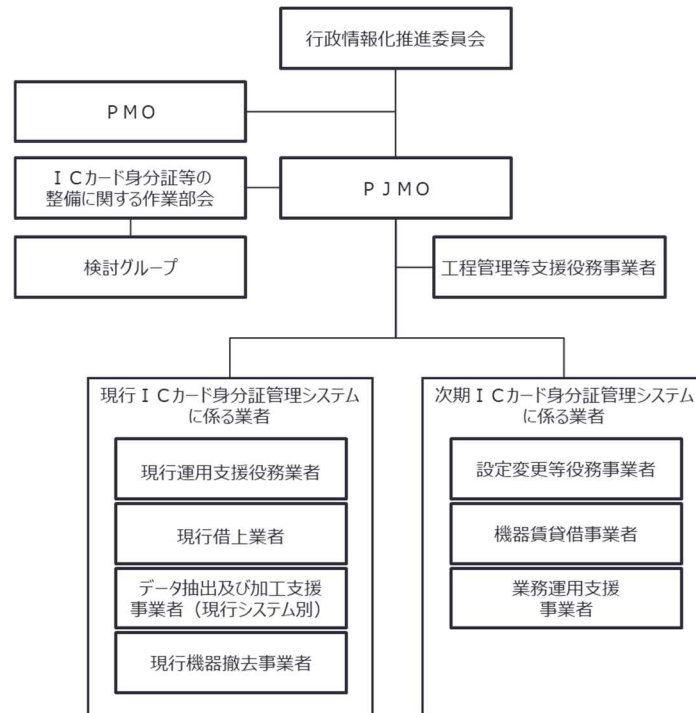


図3 プロジェクト体制図

表3 本プロジェクトの体制と役割

体制	役割
行政情報化推進委員会	防衛省行政情報化推進体制整備要綱で定められ、防衛省における行政情報化を総合的かつ計画的に推進するための組織。
PMO	防衛省の全プロジェクトについて、計画管理、プロジェクト推進責任者等、デジタル人材管理、予算管理、執行管理、データマネジメントの推進、情報資産管理、PJMO支援、ドメイン管理、システム監査管理、政府情報システムに係る文書管理、デジタル人材の業務環境整備、連絡調整窓口、非常時対応を行う。Portfolio Management Officeの略称。
PJMO	本プロジェクトの推進を行う。Project Management Officeの略称。
ICカード身分証等の整備に関する作業部会	ICカード身分証明書等の整備に関する作業部会の設置要綱について（2020年（令和2年）2月19日防衛省行政情報化推進委員会決定）第5項に関する審議・決定を行う組織。
検討グループ	ICカード身分証明書等の整備に関する作業部会の設置要綱について（2020年（令和2年）2月19日防衛省行政情報化推進委員会決定）第5項第1号から第3号までに係る具体的な整備方法及び同5項第4号に係る整備における概算要求及び予算執行に係る計画の立案を行う組織。
工程管理等支援役務事業者	次期システムの設計・開発工程及び運用保守工程の工程管理支援等を行う事業者。
設定変更等役務事業者	次期システムの機能要件・非機能要件に対応するため、機器賃貸借事業により調達されたCOTSについての設定検討及び設定を行うとともに、必要に応じてプログラム等の設計・開発を行う。
機器賃貸借事業者	次期システムで用いるCOTSの提供及びそれら製品の保守を行う事業者。
データ抽出及び加工支援事業者	本役務の事業者。 本システムから、次期システムへの移行を行うにあたり、移行対象データの抽出・形式変換等を行う事業者。
業務運用支援事業者	次期システムの運用保守及び内局に関する身分証発行等業務を支援する事業者。

## 2.4 プロジェクトスケジュール及び関連調達案件の調達単位等

表 2 に示す防衛省の各幕機関等が個別に管理する各 IC カード身分証管理システムを次期システムへ統合するプロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）の全体スケジュール及び調達案件の調達単位、実施時期等は次の図のとおりであり、次期システムの運用開始は令和 8 年 1 月中を予定している。

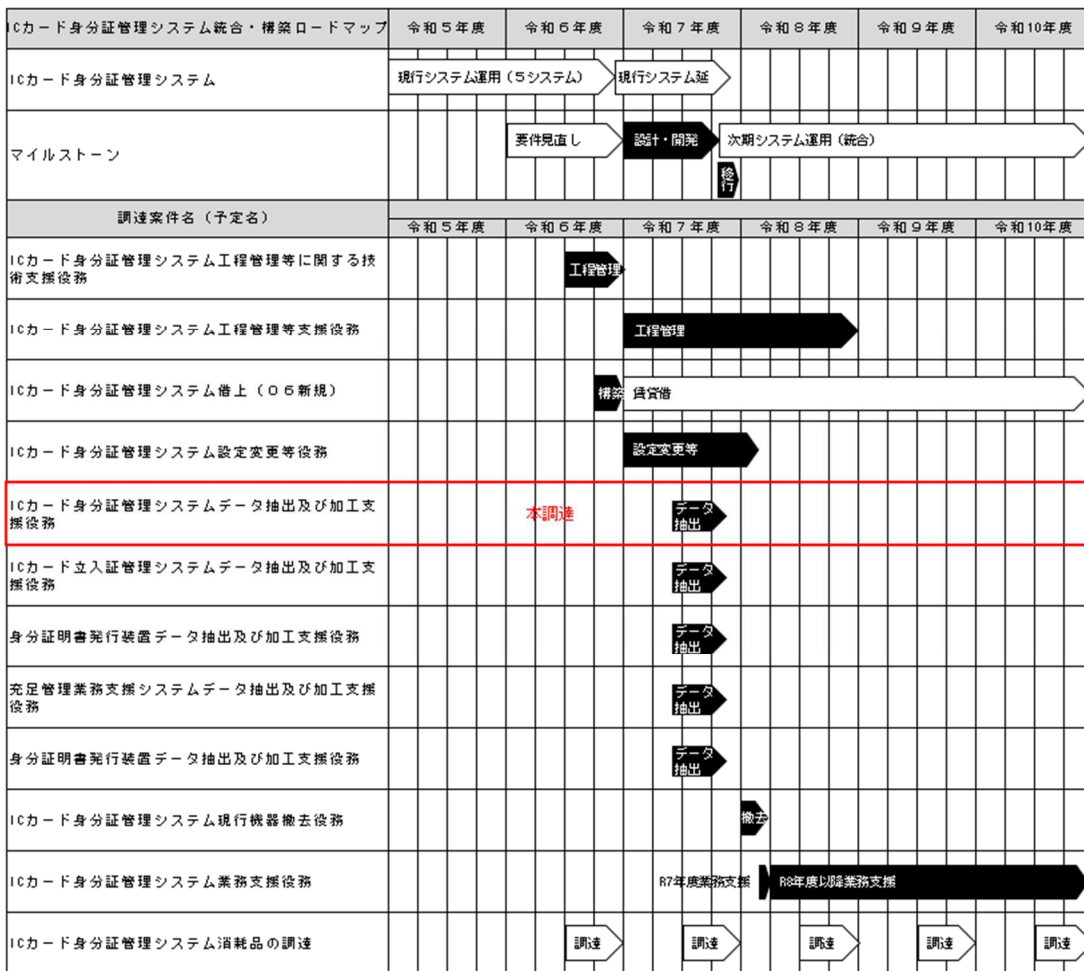


図4 プロジェクト全体スケジュール

## 2.5 調達案件間の入札制限

契約の相手方は、防衛省デジタル統括アドバイザー業務、及び表4に記載した調達案件の事業者（再委託先等を含む。）又はこれらの事業者の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の第8条に規定する親会社もしくは子会社、同一の親会社を持つ会社等又は委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者であってはならない。

その他入札制限に抵触するかどうかの判断がつかない場合は、抵触の有無についてPJMOの確認を得るものとする。

表4 入札制限一覧

No	調達案件名(又は予定名)	入札制限対象となる事業者	事業者名
1	ICカード身分証管理システム 次期システム検討支援役務	次期システムの検討支援役務に直接関与する事業者	KPMG コンサルティング株式会社

No	調達案件名(又は予定名)	入札制限対象となる事業者	事業者名
2	ICカード身分証管理システム 工程管理等に関する技術支援 役務	次期システムの工程管理 役務に直接関与する 事業者	EY ストラテジー・ アンド・コンサルテ ィング株式会社
3	次期ICカード身分証管理シ ステムの工程管理等支援役務	次期システムの設計・開 発工程及び運用保守工 程の工程管理役務に直 接関与する事業者	EY ストラテジー・ アンド・コンサルテ ィング株式会社

### 3 役務に関する要求

#### 3.1 一般的要求事項

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め、官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- d) 契約の相手方は、契約締結後、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)** に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するまでに、防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得すること(取得までの期限の目安はおおむね2ヶ月とする)。
- e) 本役務に係る成果物及び類似の派生物(企画等の構想も含む。)における一切の著作権及び所有権は、官側に帰属するものとする。
- f) 契約の相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後直ちに返却するものとする。
- g) 契約の相手方は、会社で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト(インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等)をインストールしていないこと。さらに、役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。なお、会社で利用するパソコン等には、本役務に利用するパソコン等、及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。
- h) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては、その内容について、あらかじめシステム管理者の了解を得るものとする。なお、業務関係書類とは、契約の相手方が本役務に基づき作成する全ての書類とする。
- i) 契約の相手方は、官側から情報提供の依頼を受けた場合、内容等について官

側と調整し、承認を得たうえで、速やかに情報提供を行うこと。

### 3.2 役務期間

契約日から令和8年1月31日までとする。

### 3.3 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区、契約相手方の施設内（官が認めた場合に限る。）及び官が指定する場所とする。

データの抽出及び加工作業については、官側が指定する場所（防衛省市ヶ谷地区他）で行うこと。

本業務の作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて官側が現地確認を実施することができるものとする。

### 3.4 本役務の計画策定及び進捗報告

#### 3.4.1 実施計画書の作成

- a) 契約の相手方は、契約後速やかに、本役務の役務実施計画書を作成し、官側の承認を受けること。
- b) 役務実施計画書には、体制、作業内容、作業スケジュール、進捗・課題・リスク管理方法等を記載すること。ただし記載内容の詳細については官側と協議することとする。また、役務実施計画書に変更が必要な場合は、役務全体に対する影響を調査し、実施計画書を変更した上で、官側の承認を得るとともに、役務実施計画書の変更管理を行うこと。

#### 3.4.2 役務の進捗管理・報告

- a) 契約の相手方は、役務のプロジェクト管理を行い、進捗状況、課題・リスク等を官側（次期システムの工程管理支援等事業者を含む）へ報告すること。
- b) 官側から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、会議を開催すること。

### 3.5 データ抽出・加工方法の検討及びツール設計・開発、テスト

- a) 契約の相手方は、本システムからデータを抽出する際に何らかのツールを作成・使用する場合には、当該ツールの概要及びデータ抽出方法について官側へ説明すること。
- b) 契約の相手方は、次期システムの「機能要件定義書 第4章 データ項目に関する事項」及び官側から提供される移行フォーマットを分析の上、現行システムのデータと移行フォーマットとのマッピングについて規

定したデータ抽出処理説明書を作成すること。また、データ抽出時又はデータ抽出後に何らかの加工処理を実施する場合には、その内容についてもデータ抽出処理説明書に記載すること。作成したデータ抽出処理説明書は、官側へ提出の上、承認を得ること。なお、移行対象は、本システムにおけるステータスが「運用中」又は「失効」のデータのみとし、データ件数については次期システムの「非機能要件定義書 第3章 規模に関する事項 2. データ量」を参照すること。

- c) 契約の相手方は、データ抽出が承認されたデータ抽出処理説明書に示す内容のとおりデータ加工を実施できるかテストの上、テスト終了後1週間以内に官側へテスト結果を報告すること。また、テストの結果、修正が必要であることが判明した場合には、契約の相手方にて実施すること。
- d) 契約の相手方は、移行対象データを調査しデータクレンジングが必要であることを検知した際には、官側へ報告の上、当該作業を実施すること。

### 3.6 移行リハーサル

- a) 契約の相手方は、本システムから次期システムへ移行するためのデータ抽出及び加工について、官側及び設定変更等事業者と調整の上で移行リハーサル2回（11月、12月を予定）を実施し、当該ツールが正常に動作することを検証すること。なお、移行リハーサルにおいて問題が発生した際には、原因を調査の上、是正措置をとること。
- b) 契約の相手方は、移行リハーサル第1回目を行う2週間前までに、データ抽出処理説明書に示す内容のとおり加工したデータを官側及び設定変更等事業者へ連携すること。
- c) 移行リハーサルの結果を官側へ報告すること。

### 3.7 移行実施

- a) 契約の相手方は、次期システムへの移行に際して、本システムからデータを抽出・加工し、データ抽出処理説明書に示す内容のとおりデータを加工すること。なお、加工したデータが原因で移行が失敗した場合には、原因調査及び是正措置を実施し、スケジュールを再調整の上、データの再抽出・加工を行うこと。
- b) 契約の相手方は、データ抽出・加工作業の実施結果を官側へ報告すること。また、設定変更等事業者が移行後動作確認表を作成する際に生じた質問事項に回答すること。
- c) 契約の相手方は、設定変更等事業者が実施するデータ移行時に生じた問題について、加工データ側の問題の有無について調査すること。
- d) 契約の相手方は、データ抽出時点における全ての身分証発行データ（顔写真データ含む）のバックアップを取得し、官側へ提出すること。

- e) 契約の相手方は、データ抽出・加工作業及び必要に応じて実施したデータ移行時の問題の解決結果等について役務完了報告書へ記載の上、官側へ提出すること。

**表 5 データ移行における役割分担**

役割	事業者	データ抽出及び加工支援事業者	設定変更等役務事業者
移行計画の策定		—	○
現行システムからのデータ抽出及び加工方法の検討・移行データの作成		○	△
移行データ取込方法の検討 移行後動作確認表作成		△	○
移行リハーサルの実施		○	○
移行実施（本システムからのデータ抽出及び加工）		○	—
移行実施（加工済データの次期システムへの移行等）		—	○

凡例 ○：実施 △：支援 —：該当無し

## 4 提出書類及び納入品

### 4.1 提出書類

契約の相手方は、表 6 示す提出書類について、指定された提出時期に指定された数量を官側に提出し承認を得ること。作業の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表 6 提出書類

番号	書類名	提出時期	数量	媒体	備考
1	役務実施計画書	契約後速やかに	2 式	電子媒体	
2	役務従事者名簿	契約後速やかに	2 式		
3	データ抽出処理説明書	2026 年 1 月 31 日	2 式		
4	役務完了報告書	2026 年 1 月 31 日	2 式		
<b>注記 1</b> 電子媒体の種類及び方式は、官側との調整による。 <b>注記 2</b> ドキュメント類を電子媒体に保存する形式は、原則として Word 等による。ただし、官側が別途形式を定めて提出を求めた場合は、この限りではない。					

## 5 貸付品

契約相手方は、官側と調整することにより、必要な資料を無償で貸与を受けることができるものとする。なお、貸付品のうち文書又は技術資料については、貸付時の最新版とし、貸付後に文書又は技術資料が更新された場合は、更新版の貸付を受けることができるものとする。

契約相手方は、官側が保有する資料の貸与を受ける場合、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

## 6 本役務の実施に伴うプロジェクト実施体制の整備

### 6.1 全般

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- a) 日本国籍を有していること。
- b) 役務の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- c) 上項 b) の業務従事者が 6.4 に示す要件を満たすこと。
- d) 上項 b) の業務従事者が、上項 c) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

- e) 上項 b) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

## 6.2 事業者の要件

本役務を担当するに当たり、統括責任者が所属する部門（品質管理及び情報セキュリティに係る公的認証については、当該部門を含む上位部門又は会社全体での認証取得でも可）が、以下の要件を満たしていること。資格については、それを証明する書面（認定証等）の写しを提出すること。

### 6.2.1 品質管理及び情報セキュリティに係る公的認証

- a) 本役務を実施する部門を対象として、「JIS Q 9001」又は「ISO9001」の認証を取得していること。（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）
- b) 本役務を実施する部門を対象として、「JIS Q 27001」又は「ISO/IEC27001」の認証を取得していること。

### 6.2.2 調達における情報セキュリティの確保

- a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(調達)の「調達における情報セキュリティ基準」について定められた体制が取れること又は取れていること。

## 6.3 実施体制について

本役務の実施に当たり、プロジェクト実施体制（以下、「実施体制」という。）を整備し、実施体制表を官に提出すること。実施体制の整備に当たっては、本役務全体を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を1名選任すること。

また、役務事業者側の都合や、官側が実施体制の各業務従事者が要件を満たさないと判断した際の要請に基づいて実施体制の変更等が必要となった場合には、適切な実施体制を整備すること。

## 6.4 業務従事者の要件

本役務の実施に当たり、以下の要件を満たす者を従事させること。

### 6.4.1 統括責任者

- a) 防衛省において、ICカード身分証管理システムの設計・開発または運用保守について、統括責任者として行った経験を有すること。
- b) 標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理について精通しているとともに、利用経験を有すること。
- c) 契約の相手方は、本要員について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

#### 6.4.2 業務実施担当者

- a) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者(以下「業務従事者」という。)を確保すること。
- b) 情報システムの設計・開発等の情報処理業務の経験年数が5年以上の者又は同等の実績を有する者を2分の1以上配置すること。
- c) 上記の業務従事者は、それぞれに掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。また、業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

#### 6.5 役務従事者名簿の提出

役務要員について、役務従事者名簿(別紙を参照。以下同じ。)を契約後速やかに作成の上、支出負担行為担当官補助者に提出し、了承を得ること。

#### 6.6 役務従事者変更の届出

役務従事者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務従事者の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって業務従事者名簿を提出し、後任の業務従事者に確実に引継ぎを実施すること。提出先は支出負担行為担当官補助者とし、了承を得ること。

なお、官側が業務従事者の要件を満たさないと判断した場合についても同様とする。

#### 6.7 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項**b)**または**c)**により再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し**7**項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項**b)**または**c)**に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責

に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。

- f) 契約の相手方は、本役務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」**に基づき必要な手続きを実施すること。

## 6.8 業務従事者の交代

契約の相手方は、官側が技術レベル、資質、態度等が業務の円滑な実施に支障があると認めた業務従事者について、ほかの業務従事者への交代を行うこと。

## 7 個人情報保護及び秘密保全等

### 7.1 個人情報保護

- a) 契約の相手方は、官側から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 契約の相手方は、本業務の実施に伴い知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき、保護すべき情報（以下「保護情報」という。）を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、保護情報は、省内実施場所でのみ取り扱うものとし、持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。
- c) 契約の相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」**に基づき、に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- d) 上項 a) から c) のほか、官側は契約の相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。
- e) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- f) 契約の相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んではいない。
- g) 本業務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を官側に報告すること。
- h) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官側

から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。

- i) 本業務の実施において、契約の相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約の相手方は官側の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

## 7.2 秘密保全

- a) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- b) 契約の相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。
- c) 本契約に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- d) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。
- e) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。
- f) 契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。
- g) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
- h) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- i) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- j) 契約の相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理する。保護すべき情報は、表 7 のとおりとする。

**表 7 保護情報**

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	本システムに係る各種仕様	管理者パスワード等	官側との調整時、提出書類及び納入品の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	身分証発行に係るデータ	本システムにおける身分証発行に係るデータ、次期システムへ移行する加工済データ	

## 8 情報システム監査

本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、防衛省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、防衛省が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく情報システム監査を契約の相手方は受け入れること。（防衛省が別途選定した事業者による監査を含む）。

情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

## 9 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に際して、第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約の相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、一切の責任を契約の相手方が負うものとする。
- c) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

## 10 著作権

著作権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本業務の提出書類及び納入品に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本役務の提出書類及び納入品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- c) 上項 a) 及び b) にかかわらず、本役務の提出書類及び納入品に契約の相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約の相手方又は第三者に帰属する。
- d) 本役務の提出書類及び納入品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項 c) 及び d) において、契約中又は契約終了後5年間は、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類及び納入品に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約の相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約の相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。
- g) 官側は、契約の相手方から、上項 a) により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- h) 上項 g) にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上項 a) により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

## 11 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、次の事項について官側の支援を必要とする場合は、事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 搬入器材の保管に関する事項
- b) 作業場所の提供
- c) 現地における電力及び水の使用
- d) その他、官側が必要と認める事項

## 12 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「**環境物品等の調達の推進に関する基本方針**(令和7年1月28日閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂が

あった場合には、これに従うものとする。

### **13 仕様書に関する疑義**

仕様書に関する疑義が生じた場合には、速やかに契約担当官等と協議するものとする。

以 上

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和7年7月 日
	作成部課	整備計画局サイバー整備課
	作成年月	令和7年6月20日
品名	ICカード身分証管理システムデータ抽出及び加工支援役務	
仕様書番号		

### 1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

### 2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
本システムに係る各種仕様	管理者パスワード等	官側との調整時、提出書類及び納入品の作成時に	
身分証発行に係るデータ	本システムにおける身分証発行に係るデータ、次期システムへ移行する加工済データ	明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	

### 3 特記事項

なし